

一般競争入札の執行について

1. 物件名	医療用具関連機器 一式
2. 納入場所	奈良県総合医療センター
3. 納入期限	平成30年4月30日
4. 入札執行日時	平成30年3月27日 午後 2時30分
5. 入札執行場所	奈良県総合医療センター
6. 調達物件について	<p>医療用具関連機器 一式</p> <p>別紙①:仕様構成一覧参照</p> <p>(1) 調達内容</p> <p>(2) 銘柄及び型式</p> <p>(3) その他要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 入札金額については、税抜き金額にて応札すること。 2) 代理人にて入札を行う場合、必ず委任状を作成の上、応札時に提出すること。 3) 仕様書の納期欄を留意し納品作業を実施すること。なお、機器の使用 方法等説明や本稼働時の立ち会いについては費用の範囲内で実施 すること。 4) 納入者は、病院担当者に作業実施計画書を提出し、承認を受けた作 業実施計画に基づき、指定された日時及び方法により機器を納入・設 置すること。 5) 機器の納入・設置にあたり、必要な工事・給排水管・配線等(調達物品を 有効に稼働させる為に生じる本体工事変更を含む)は全て納入業者の 負担により行うものとする。 6) 機器の納入・設置及びその期日については、病院担当者と詳細に協 議のうえ行うものとする。 7) 機器納入・設置に際して養生等が必要な場合は、納入者が養生設置、 撤去及び廃棄について責任を持って実施すること。 8) 機器納入・設置の際に建物等を破損等した場合は、病院担当者に報 告し、速やかに補修を行うこと。(納入者は補修に係る費用を負担す ること。) 9) 建物に固定する機器にあつては、十分な耐震対策を講じること。 10) 入札機器のうち医療用具については、入札時に薬事承認を得ている物 品であること。 11) 納入機器は、新造、未使用のものであること。医療用具以外につい ては、入札時点で製品化されていることを原則とする。但し、入札時に製 品化していない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可 能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説 明できる資料および確約書等を提出すること。 12) 入札機器のうち、アプリケーションについては入札時点で実装されてい ない機能が納品時に新たに開発された場合には機能拡張を行うこと。 また、落札から納品の間同等の機能を保有する機器の更新があった 場合、最新の機種にて納品すること。 13) 納品伝票等については、病院担当者の指示に従い明細を提出するこ と、又、物品検収時には、資産ラベルの貼り付けなど検収ルールにつ いても病院担当者の指示に従うこと。